

このニュースは、栃木県医師会会員の皆様の福利厚生を目的として発行しています。

◆ 『医業経営セミナー』のご案内

本年度は新企画を取り入れ、医業経営に役立つ情報を提供してまいります。

◆ ライフコンサルタント 通信

ジャンル	年間テーマ	No	タイトル
医業経営	税法	1	租税法と税務争訟①
	事業継承・相続対策の変化と重要性	2	事業継承・相続対策シリーズ①
	平成21年税制改正のポイント	3	医業経営の要点シリーズ ①
	医療現場における退職金の積立方法	4	医療現場での退職金の積立方法を考える
税務・会計	税務知識	5	土地の譲渡益が課税されない？！
法律・行政	法律行政	6	高齢者専用賃貸住宅とは何か
保険・金融	保険と金融の豆知識	7	「生命保険は有効な相続対策です①」「ドルコスト平均法」
人事・待遇	人事・待遇マナー	8	何気ないその一言、その動きが思わぬクレームへと変化してしまう事を知っておこう
医療安全	医療リスクマネジメント	9	「院内暴力」への対応について

◆ ドクターのための『個別相談会』のご案内

病医院経営のセカンドオピニオンとして、お気軽にご利用ください。

◆ 『生命保険一覧表作成サービス』のご案内

ご存知ですか？ ご自分の生命保険

◆ 医業経営ライフ・コンサルタントグループ 『よろず相談窓口』のご案内

◆ バックナンバーのご紹介



<http://www.tochigi-med.or.jp/~consul>

本ニュースのバックナンバー（創刊号～前号まで）は、『栃木県医師会医業経営コンサルタント』のホームページで常時公開しております。会員の皆様のお役に立つように厳選した、その時々旬な情報が満載です。ぜひご利用ください。

◆ よろず相談窓口（県医師会内）

TEL：028-600-1171

（受付時間 平日 am 9：00～pm 5：00）

医業経営に関することなら何でもOKの「よろず相談窓口」。ご好評につき、引き続き開設中です。経営全般、財務、税務、人事、生命保険、損害保険、資産運用、その他...
専門の認定コンサルタントが親身になって、あらゆるご相談をお受けいたします。左記までお気軽にお電話ください。

【お問合せ先】 栃木県医師会 教育・福祉課（担当：三沼）

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内

TEL 028-622-2655 FAX 028-624-5988

◆平成21年度 医業経営セミナーのご案内

【お問合先】 栃木県医師会 教育・福祉課（担当：三沼）
TEL：028-600-1171（直通）

今年度の医業経営セミナーは、ホットなテーマを取り上げる「トピックスセミナー」、お役に立つテーマ満載でお届けする「医業経営勉強会」、新企画のシリーズもので医業経営を基礎から学ぶ「医業経営塾」、および、院内研修ができるスキームを身につける「管理者向けインストラクター養成講座（接遇）」理想的プランを考える「医療現場で役立つ退職金」を開催します。

*日時・場所等が変更となる場合がございますので、必ず各セミナーの開催案内をご確認の上、ご参加賜りたくお願い致します。

【トピックスセミナー】 ホットなテーマを取り上げます 定員30名 参加費無料

地区	回目	タイトル	日時	場所
宇都宮市	第1回	「現役ファンドマネージャーが語る」金融危機の現状と その中での商品選びのポイント	21年6月16日（火） 午後7時～9時	ホテルニューイタヤ 宇都宮市大通り 2-4-6 028-635-5511
		講師 楽天投信投資顧問 代表取締役 大島 和隆		
宇都宮市	第2回	困った！院内トラブル対応（院内暴力編）	22年1月19日（火） 午後7時～9時	
		講師 損保ジャパンリスクマネジメント 主席コンサルタント 村田 勝		

【医業経営勉強会】 医業経営のお役に立つテーマを取り上げます 定員30名 参加費無料

地区	回目	タイトル	日時	場所
宇都宮市	第1回	医者と相続税－税務調査	21年5月19日（火） 午後7時～9時	ホテルニューイタヤ 宇都宮市大通り 2-4-6 028-635-5511
		講師 荻原会計事務所 税理士 荻原 英美		
	第2回	接遇クレーム対応研修（一般スタッフ向け）	21年8月18日（火） 午後3時～5時	
		講師 有限会社 エファ 代表取締役 菊地 理恵		
	第3回	新医療法人のメリット・デメリット	22年2月16日（火） 午後7時～9時	
		講師 AGメディカルマネジメント 常務取締役 川俣 喜弘		
小山市	第1回	～悩み解決～職員の採用と労務トラブル防止のポイント	21年9月15日（火） 午後7時～9時	小山グランドホテル 小山市神鳥谷202 0285-24-5111
		講師 浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男・社会保険労務士 川村 浩		
	第2回	クリニックのコスト管理の基礎知識	21年11月17日（火） 午後7時～9時	
		講師 田島会計事務所 税理士 田島 隆雄		
栃木市	第1回	選ばれるクリニック経営	21年7月21日（火） 午後7時～9時	栃木グランドホテル 栃木市万町6-11 0282-22-1236
		講師 AGメディカルマネジメント 取締役担当部長 樋口 和良		
	第2回	～なぜ利益（所得）が出ているのにお金が不足するのか？ 決算と資金繰りの関係徹底理解（開業ステージ別）	21年10月20日（火） 午後7時～9時	
		講師 関根公認会計事務所 公認会計士 関根 則次		
	第3回	接遇クレーム対応研修（一般スタッフ向け）	21年12月15日（火） 午後3時～5時	
		講師 有限会社 エファ 代表取締役 菊地 理恵		

【医業経営塾】

～ 院長先生に、診療に専念していただくために ～

「今のままで本当に大丈夫？」 「誰に相談すればいいかわからない」 「今さら聞けない・・・」

医業経営に焦点を当てた、具体的でわかり易いセミナーです！ 定員10名 参加費18,000円（全4講分）

地区	回目	タイトル	日時	場所
宇都宮市	第1回	ドクターにとっての節税と税務調査とは	21年6月18日（木） 午後1時30分～4時	宇都宮東武ホテル グランデ 宇都宮市本町5-12 028-643-2118
		講師 浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男		
	第2回	決算書の見方とキャッシュフロー	21年7月16日（木） 午後1時30分～4時	
		講師 AGメディカルマネジメント 常務取締役 川俣 喜弘		
	第3回	選ばれるクリニック経営	21年8月20日（木） 午後1時30分～4時	
		講師 AGメディカルマネジメント 常務取締役 川俣 喜弘		
	第4回	職員の採用と給与・労務管理	21年9月17日（木） 午後1時30分～4時	
		講師 浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男・社会保険労務士 川村 浩		

【院内接遇インストラクター養成講座】（管理者向け）

～ 美しい笑顔と自信をもったスタッフを育てるのはあなた次第です～

院内研修ができる確かな知識・スキルを身につけます！ 定員10名 参加費18,000円（全4講分）

地区	回目	タイトル	日時	場所
宇都宮市	第1回	効果的な研修の進め方	21年6月16日（火） 午後1時30分～4時	宇都宮東武ホテル グランデ 宇都宮市本町5-12 028-643-2118
		講師 有限会社 エファ 代表取締役 菊地 理恵		
	第2回	良い講師役の条件（人柄～研修の組み立て方）	21年7月21日（火） 午後1時30分～4時	
		講師 有限会社 エファ 代表取締役 菊地 理恵		
	第3回	ひきつける話し方の習得とプレゼンテーションの技術の習得	21年8月25日（火） 午後1時30分～4時	
		講師 有限会社 エファ 代表取締役 菊地 理恵		
	第4回	実践研修プレゼンテーション（発表）	21年9月15日（火） 午後1時30分～4時	
		講師 有限会社 エファ 代表取締役 菊地 理恵		

【医療現場で使える退職金】 ～理想的な退職金制度を考えます～ 定員10名 参加費無料

地区	回目	タイトル	日時	場所
宇都宮市	第1回	医療現場を活性化する「退職金」の使い方	21年7月14日（火） 午後7時～9時	宇都宮東武ホテル グランデ 宇都宮市本町5-12 028-643-2118
		講師 プルデンシャル生命保険株式会社 部長 エグゼクティブ・ライフプランナー 清水 隆志		
	第2回	あなたの病院にとって理想的な退職金規定を作る	21年8月11日（火） 午後7時～9時	
		講師 プルデンシャル生命保険株式会社 部長 エグゼクティブ・ライフプランナー 清水 隆志		
	第3回	病院における退職金の積立方法とは	21年9月8日（火） 午後7時～9時	
		講師 プルデンシャル生命保険株式会社 部長 エグゼクティブ・ライフプランナー 清水 隆志		

No 1 租税法と税務争訟(1)

— 租税法と憲法と租税法律主義 —

荻原会計事務所 税理士 荻原英美

1. 法則も法規範も英語ではLAWというが

法則；観察から得られる規則性（例）万有引力の法

法規範；人（組織）に向けられるルール

法則に反することはあり得ないが、法規範に反することはあり得る。法規範は人に向けられるものだから、人間が一人しかいないときは不要である。そのときは法則はあるが法規範はいらない。あくまでも人間が2人以上いるときに法規範が必要となる。社会があるところに法がある。人間関係を調整するために法がある。人が暮らすところに法がある。人が暮らさないところには法は不要である。

2. 人は本来自由で平等なものとしてつくられた。しかし現実はこの乱用して、暴力（実力）的支配するものが存在するようになる。

人々が暴力（実力）を用いないことを約束し、自由で平等な市民社会を営むために国家ができた。国家と市民がそれぞれ異なった原則により、自由と平等を保障するために公法と私法ができた。

「私法」は市民対市民を規律し、私的自治、任意規定。対応するのは市民社会でたとえば民法、商法等である。

「公法」は国家対市民を規律し、基本原理は平等、公平でかつ強行規定。対応する単位は国家である。たとえば憲法、行政法、刑法。

3. 近代立憲主義は国家権力をルールによって制限することにより、国民の権利や自由が保護されるという仕組みである。

国家と国民はその必要性から近代立憲主義を守るため憲法を作った。

近代立憲主義；（私的）自分のことは自分で決める、私的意志決定領域＝人権原理＝「自由主義原理」

；（公的）みんなのことはみんなで決める、公的意志決定領域＝主権原理＝「民主主義原理」

近代立憲主義は意思決定権限の配分に関する問題でもある。つまり「誰に何をどれほど、またどのように決めさせるのか」という問題であった。言い換えると「一人で決めてはいけないこと」「一人で決めること」の区別の問題である。

4. 租税法はまさにみんなで決める民主主義の原理から導き出されたものである。

さらに日本国憲法30条は「納税の義務」国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。そして憲法84条「課税の要件」あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。と立法してあり、租税法の基本原則である法律によらない租税は一切許されないとする「租税法律主義」をうたいあげている。租税は国民の同意を得て課されるべきという近代立憲主義が堅持されている。

5、憲法が上記二つの法律を用意したのは、租税の本質が権力性にあることから、租税が国民の財産の一部を直接的に反対給付無しに強制的に徴税権力を行使でき、国民の自由権と、財産権を侵害する危険を絶えずはらんでいるからである。

租税は時の権力者により恣意的に、独善的に課された歴史的背景がある。日本国憲法は租税の賦課、徴収は国民の同意が必要という仕組みを国家運営の基本原理にしたのは、民主主義社会の最高法規だからです。

6、国家主権でなく国民主権の租税法律主義は次の4つの原則により強固に保障されるべきである。

(1) 課税要件法定主義；国民の代表である国会の承認を経て成立した法律によってのみ課税権が具体的に成立する。国税庁の内部規則の通達は裁判の道具にならない。法律の根拠無しに制令・省令などの行政立法により課税要件を定めることは許されない。

介護保険法制定時に行政の内部通達で介護保険施設の運営事務を規律しようとして、度重なる矛盾と誤謬の通達がだされたが、典型的な国会を通過しない安易な通達行政の弊害であった。それ故、租税を課するときは課税要件法定主義が憲法84条で保障されている。

(2) 課税要件明確主義；租税法の規定は可能な限り一義的可能な限り明確な文言により定められるべきであるという要請である。租税法の規定が一義的明確性を欠けば法定されてないと同じで、国家課税当局の恣意的な課税余地を排除することができなくなる。さらに租税法の規定が明確でなければ、納税者の予見可能性の確保と権利保護も確保できなくなる。

(3) 合法性の原則；租税法が定める課税要件を満足させるものであれば、租税行政庁は課税要件に合致する税額を正確に徴収する義務があり、税額を減免する等の自由裁量権はないということである。

(4) 手続き保障の原則；租税法律主義の本質が租税行政庁による恣意的課税の阻止にあることから、課税要件法領域ばかりでなく租税の賦課・徴収手続きといった租税手続法領域も法の確立が不可欠である。それはたとえば青色申告に対する更正処分を行う際も更正処分の理由を附記する手続きが租税行政庁に要求される。

7、医療の現場でも諸処の法律が国民の医療を保障しているところであるが、通達による安易な行政がまかり通っておる昨今、もう一度法の原点復帰を考察してみたいと思い、今回を含め4回の堅いお話におつきあい願えれば幸いです。

No 2 事業継承・相続対策の変化と重要性

(事業継承・相続対策シリーズ①)

関根公認会計士事務所 公認会計士 関根 則次

最近、中小企業における事業承継・相続対策が大きく注目されています。昨年5月に「中小企業経営承継円滑化法」が制定され、平成21年度税制改正でも「非上場の株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」等が創設されたためです。世界的な景気後退から雇用の維持が困難となっている現状において、我が国の雇用の7割を占める中小企業の事業継続が、大きな課題となっていることが背景にあります。

一方、医業の世界では新しい医療法人制度が法制化された第5次医療法改正から2年が経過し、医療法人の形態の移行に伴う税制も、法令・通達が整備され取扱いが明確になりました。この結果、持分の定めのある社団医療法人から基金拠出型医療法人に贈与税課税が生じない条件をクリアして移行できるような医療法人の事業承継対策は可能となったといえますが、厚労省が医療法人の非営利性・公益性の徹底という趣旨を最優先したためか、経過措置型医療法人の出資の承継については、上記の中小企業に対する優遇措置は対象外とされました。(さらに、医療法人にも適用可能であった「特定同族会社株式等に係る課税価格の10%減額特例」が平成21年3月31日をもって上記中小企業に対する優遇措置導入の代わりに廃止されたために、ほとんどの経過措置型医療法人にはより厳しいものとなっています。)

今回から4回シリーズで、医業経営における、事業承継・相続対策について、上記のような変化を踏まえて、その概略を一緒に検討できればと考えています。ご興味があれば、お付き合い下さい。

1. 事業承継・相続対策の重要性

(1) 事業の継続、安定の重要性

事業承継とは経営者の交代であり、内容的には事業そのものの承継と出資持ち分の承継という二つの側面があります。

前者には後継者教育や組織体制の整備といったことが必要となり、後者には法務と税務が必要になります。税制等は目まぐるしく変わり、継続的な監視体制が必要です。

このような考え方から、事業承継には周到な計画と準備、さらには実行と修正という過程が重要であることが分かります。

事業承継・相続対策というと即座に節税のことと考えてしまいがちですが、その目的は事業の継続と安定であり、節税だけではないという慎重な考え方が重要です。

このような考え方に基づき、事業承継・相続対策に必要な手続きの概要(全体像)を説明すると以下ようになります。

2. 事業承継・相続対策の概要

(1) 現状の把握

事業の現状把握：	承継価値を分析(場合によっては事業再生も検討)
個人資産・負債の全体把握：	相続税額と納税方法の検討
後継者候補の有無、適正等の把握：	事業承継の可能性の検討
現経営者と後継候補の心配事の把握：	ホンネの話し合いこそ重要

(2) 承継方法の決定

目的の明確化（事業の継続・安定こそ重要、節税や資産の承継は副次的）
親族内承継
第三者間承継
廃業（清算）

(3) 事業承継計画の作成・実施

事業承継の基本方針作成（家族会議、遺言作成等）
事業承継計画作成に関するチェックリストによる確認
事業承継計画案（複数）の作成
計画実行と修正

(4) 医療法、事業承継関係法令及び税制の変化への対応

経営承継円滑化法の影響の考慮
遺留分に関する民法の特例（相続紛争の回避）の活用
相続税の抜本的な改正（遺産取得課税方式）の動向への監視と対策

以上の概要説明でご理解頂けるように、しっかりと取り組む姿勢が求められ、ある程度の期間をかけて継続的に取り組む必要があります。

3. 事業承継・相続対策の対象別分類

(1) 医療法人と個人事業

医療法人と個人事業では当然対応が異なります。次回以降で個人事業についても検討する予定です。

また、前述の第5次医療法改正による医療法人の類型でも、以下のように区分して考える必要があります。

- ・ 社会医療法人
- ・ 基金拠出型医療法人
- ・ 持ち分の定めのある社団医療法人
 - 基金拠出型医療法人へ贈与税課税の問題なく移行可能な法人
 - 基金拠出型医療法人へ贈与税課税の問題により移行不可能な法人
- ・ 出資額限度法人

医療法人の大半を占める基金拠出型医療法人への移行不能な法人等の経過措置型医療法人の事業承継・相続対策は以前に増して必要です。

(2) 親子間の承継と第三者間の承継

医療法人も個人事業でも親子間の承継と第三者間の承継では当然に注意すべきポイントが異なります。

また、第三者間の承継では売り手側と買い手側でも、その注意すべきポイントが異なってきます。

次回から上記対象別に具体策の概要を説明できればと考えています。

No 3 平成21年税制改正のポイント

「医療経営の要点」シリーズ①

田島会計事務所 税理士 田島 隆雄

今回は病医院の経営に係る税制改正のポイントと合わせて介護報酬改定の要点を紹介いたします。

I 医療用機器等の設備投資に関するもの

- ・ 新型インフルエンザ対策設備

医療機関等が平成21年4月1日～平成23年3月31日の間に新型インフルエンザに対応する「簡易陰圧装置」を取得した場合、次の特別償却ができる。

$$\text{特別償却費} = \text{取得価格} \times 20\%$$

- ・ 高額医療用機器等の設備

500万円以上（高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のもの）の医療用機器等や、医療安全に資する医療用機器等に対しては、特別償却が用意されている。

- ・ 病医院等の建替え投資

病医院用建物の要件である（医療の提供体制の整備に資するため）基準の見直しのうえ特別償却制度が用意されている。

※特別償却制度とは、機器等の取得価格の一定割合を特別償却費とするもので、普通償却とは別に設けられたもので、損金（必要経費）を多く計上できるため、病医院の経営上、節税のメリットがある。

II 高齢者等の住居に係る優遇処置

- ・ 療養病床転換に関するもの

療養病床から老人保健施設等（老人保健施設、有料老人ホーム、小規模多機能型施設等）に転換するための改修等を行った場合

$$\text{特別償却} = \text{基準取得価格（取得価格の50\%）} \times 15\%$$

- ・ 高齢者向け、優良賃貸住宅の見直し

① 所得税・法人税

- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の建設に係る割増償却の2年間延長
耐用年数35年以上は28%、それ以外は20%
- ・ 生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅の拡充
耐用年数35年以上は55%、それ以外は40%

① 固定資産税

生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅も減額対象に追加
5年間3分の1となる。

Ⅲ 介護報酬改定の要点

今回は 3.0% のアップ改訂となりましたが、その内今回特に新設されたものを紹介いたします。

サービス区分	新設内容
訪問介護	初回加算（200単位／月）緊急時訪問介護加算（100単位／回）
訪問リハビリテーション	介護老人保健施設の訪問リハが可能となる
訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理加算に長時間訪問看護加算（300単位／回） 複数名訪問加算（30分未満254単位／回、30分以上402単位／回）
通所介護	個別機能訓練加算（Ⅱ）（42単位／日）
通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月超の個別リハビリ加算（月13回を限度） 認知症短期集中リハ加算 みなし指定
短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 個別リハ実施加算 認知症行動、心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算 病院療養病床における夜間勤務等看護加算（Ⅲ） 14単位／日 介護老人保健施設における夜勤配置加算 24単位／日
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始時支援加算 認知症加算、看護職員配置加算
認知症対応型 共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 退居時相談援助加算 認知症専門ケア加算、見取り介護加算 夜間ケア加算 認知症行動、心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算
介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤職員配置加算、看護体制加算 若年性認知症利用者受入加算 口腔機能維持管理加算 認知症専門ケア加算
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤職員配置加算 24単位／日 ターミナルケア加算 若年性認知症利用者受入加算 120単位／日 口腔機能維持管理加算 30単位／月 認知症専門ケア加算Ⅰ・3単位／日、Ⅱ・4単位／日 認知症情報提供加算 350単位入所期間中1人1回
介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 認知症短期集中リハ 集団コミュニケーション療法 50単位／回（1日3回を限度） 夜間勤務等看護（Ⅲ） 14単位／日 若年性認知症利用者受入加算 120単位／日 口腔機能維持管理加算 30単位／月 認知症専門ケア加算（Ⅰ・3単位／日 Ⅱ・4単位／日）

No 4 医療現場での退職金の積立方法を考える

プルデンシャル生命保険(株) 部長 エグゼクティブ・ライフプランナー 清水 隆志

医療現場で考慮が必要な点

- 職員の異動が一般の職場と比べて激しい
- 比較的勤続年数が短い職員の退職が多い
- 医師の勤続年数が短く、他の職員よりも退職金が多い

※以上の3点を医療現場での一般的な状況と捉えて考えていきます。

職員の移動が一般の職場と比べて激しい点を考慮すると

Q：長期間の運用を前提とした積立だと運用成果が期待できない。

- ① 短期間で効果が得られる方法を選択する。
- ② 異動が少なくなる年齢もしくは勤続年数から積立を開始する。

比較的勤続年数が短い職員の退職が多い点を考慮すると

Q：早期で退職すると積立期間が短く歩留まりが悪くなる。

- ① 全職員が加入しなければならないような積立制度には加入しない。
- ② 勤続年数に応じて積立条件の設定をかえる。

医師の勤続年数が短く、他の職員よりも退職金が多い点を考慮すると

Q：積立できる期間が短く、金額が大きいため資金調達が難しい。

- ① 医師だけ単独の積立を考えるのではなく、他の職員の積立の活用も流用する。
- ② 医師・職員を含めた全体の資金繰りを考慮した積立方法を選択する。

※ 次回は、以上の点を考慮した積立方法を実際に考えていきます。

No 5 土地の譲渡益が課税されない？！

浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男

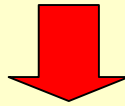
Q1. 平成21年度の税制改正において、土地を売った場合の儲けに対して、課税しない制度ができた、と聞きましたが本当ですか？

A1. はい。2つの制度が新設されました。まず、1つめの制度は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、この土地等の譲渡所得（儲け）の金額から、1,000万円が控除できます（所得金額が限度です）。

これは法人・個人どちらにも適用されます。

<適用条件のまとめ>

- ① 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地を取得する
- ② その後、①で取得した土地を5年（注）を超えて保有し、その後譲渡する



儲け（譲渡所得）の金額から1,000万円を控除する

（注）「5年を超えて」の判定は、「取得日」から「譲渡した年の1月1日」の間で判定する。

例えば、個人が長期所有の土地を譲渡し、譲渡益が1,000万円である場合、現在であれば、

$$1,000万円 \times 20\% \text{（所得税15\% + 住民税5\%）} = 200万円$$

の税金がかかりますが、改正後は **税金が0** になります。

今年から来年にかけて、土地の取得についての需要を税制面として後押しする狙いで新設された制度です。従って、平成20年以前から所有している土地の譲渡益には適用されませんのでご注意ください。

Q2. 2つ目はどのような制度ですか？

A2. 事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地を取得し、その取得した年度に一定の届出をした場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の有する別の土地の譲渡をした場合には、その取得した土地について、別の土地等の譲渡益の80%（平成22年取得の場合は60%）相当額を限度として、圧縮記帳することができるようになりました。ただし棚卸資産は除きます。

<適用条件のまとめ>

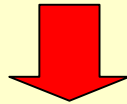
< 1. まずは土地を取得する >

① 事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地（A）を取得する

② 取得した事業年度に一定の届出をする

< 2. 別の土地を10年以内に売却する >

上記の土地を取得した事業年度終了の日後10年以内に、別の土地（B）を売却する



Bの土地の譲渡益の80%相当額を限度として
(平成22年取得の場合には60%)

Aの土地について圧縮記帳（圧縮損を計上し、Bの土地の譲渡益と相殺）できる

<例>

① 平成21年に3億円で土地（A）を購入

② 取得後10年以内に別の土地（B）を2億円で売却（取得価額2,000万円）



○ 通常の場合

〔土地（B）の譲渡益〕2億円－2,000万円＝1億8,000万円に対して課税される

○ 新制度の場合

① 土地（B）の譲渡益の80%相当額を計算する

(2億円－2,000万円)×80%＝1億4,400万円

② 〔譲渡益〕1億8,000万円－〔圧縮損〕1億4,400万円＝3,600万円に対して課税される

③ 土地（A）について①の金額の圧縮損を計上する

1億4,400万円の圧縮損（費用）が発生し、土地Aの取得価額がその分下がる

土地Aの取得価額：3億円－1億4,400万円＝1億5,600万円

〔注1〕その後、土地（A）を売却した際には、通常の場合よりも取得価額が1億4,400万円少なくなっている為、その分課税の対象となる譲渡益が多くなります。

〔注2〕購入する土地の金額が、売却する土地の金額未満である時は、上記と異なる計算方法となります。

※与党税制改正大綱や、関係省庁から発表されている事項を元に解説させていただいております。詳しい事項については、今後の国税庁の発表により若干の変更も予想されますのでご注意ください。

No 6 高齢者専用賃貸住宅とは何か

(株)AGアールエス 常務取締役 川俣喜弘

2001年4月、高齢者居住安定確保法が公布され、高齢者の居住の安定確保を目的に、高齢者向け賃貸住宅の供給促進や、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅市場の整備、バリアフリー化の促進のための施策が定められた。

これに基づいて、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を、事業者の申請に基づき物件情報を登録し、その情報を一般の人が見られるようにしたものが**高齢者円滑入居賃貸住宅**である。08年12月19日現在、**9,840件・14万664戸**（栃木県72件・1,048戸）が登録されています。

05年12月からは高齢者円滑入居賃貸住宅のうち専ら高齢者世帯に賃貸するものについて、共用施設・介護サービスなどの有無に関する情報を加えた登録制度が開始された。これが**高齢者専用賃貸住宅**（高専賃）である。ハードの基準は設けられていないので、狭い居住面積でも、段差があってもどんな劣悪な住宅でも登録することができる。

高専賃のうち厚生労働省が定める4つの基準（表1）に適合した旨を、知事に届け出たものが「**適合高齢者専用賃貸住宅**」となり、介護保険法上の人員・設備・運営基準を満たせば特定施設入居者生活介護の指定を受けることができます。適合高齢者専用賃貸住宅は**161件・4,350戸**（栃木県7件・149戸）が登録されています。

表1 厚生労働省による適合高齢者専用賃貸住宅の4つの基準

1. 各戸の面積が25㎡以上
（居間、食堂、台所などが共同利用するための十分な面積を有する場合は18㎡）
2. 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること
（共用施設がある場合は各戸に水洗便所、洗面設備があれば可）
3. 前払い家賃の保全措置があること
4. 入浴、排出もしくは食事の介助、食事の提供、洗濯、清掃等の家事または健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること

高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）は、バリアフリーや居室面積が25㎡以上など一定の基準をクリアしたのに対し、整備補助や家賃補助が付き、優良な住宅の保証がされている。これに対し高専賃は、①賃貸住宅であることと、②入居者が高齢者であることの2点をクリアすれば、どんな物件でも簡単に登録ができる。たとえ居室が3㎡と劣悪な環境であっても高齢者専用賃貸住宅の登録ができる点が高齢者向け優良賃貸住宅と大きく異なります。（表2）

表2 国土交通省の所管する高齢者向け賃貸住宅

種類	高齢者向け優良賃貸住宅 (高優賃)	高齢者専用賃貸住宅 (高専賃)	高齢者円滑入居賃貸住宅 (高円賃)
目的	高齢者が安心安全に居住できるよう バリアフリー化され、緊急時対応の 利用が可能な高齢者住宅	高円賃のうち、専ら高齢者を賃 借人とする住宅	高齢者の入居を拒まない住宅
行政の関与	都道府県知事の認定	都道府県へ登録	
認定基準	5戸以上 戸当たり面積25㎡以上 (共 用あれば18㎡も可) 原則各戸に水回り設備	一切なし	
サービス	基礎サービス (緊急時対応・安否確認)	サービス提供は事業者が自由に 設定	なし
入居資格	60歳以上	概ね高齢者(年齢制限なし)	
介護保険	居宅サービス	居宅サービスまたは特定施設 (一定の要件を満たす)	居宅サービス
有料老人ホーム の届出	不要	サービスを提供しているものは 有料老人ホームの届け出あり。 ただし一定の要件を満たせば有 料の適用除外	不要
補助・助成金制度	整備費補助・家賃補助・税制優遇など	なし	
主な事業者	地方住宅供給公社	民間	民間不動産業者

高齢者専用賃貸住宅は登録することによって、賃貸条件やサービスの有無などの住宅情報は都道府県から広く一般に開示されることを目的としたもので、国土交通省が認めたお墨付き住宅と誤解されやすいが、単なる賃貸情報を登録した住宅に過ぎない訳です。

老人福祉法の29条では、適合要件を満たした高齢者専用賃貸住宅であれば、老人福祉施設やグループホームと同様に有料老人ホームの定義に該当しないとされたため、事業者が要件を満たしていると独自に判断した高齢者専用賃貸住宅も、有料老人ホームの届出をしなくていいことになってしまっています。有料老人ホームの運営に問題があれば、立ち入り調査や指導改善命令ができるよう行政指導を強化しておきながら、かたや高齢者専用賃貸住宅には運営上問題があっても立ち入り調査や改善指導ができないこととなり、抜け道をつくってしまっています。08年9月5日付で高齢者専用賃貸住宅の適切な運営の確保として、国土交通省と厚生労働省に対して、有料老人ホームと同等なサービスを提供しながら、有料老人ホームと比較して行政の関与が薄いとして、都道府県の指導監督権限を強化するように勧告を行っています。高齢者専用賃貸住宅と有料老人ホームの比較(表3)は次のようです。

表3 高専賃と有料老人ホームの比較

種類	高齢者専用賃貸住宅		有料老人ホーム	
	厚生労働省が規定した一定の要件を満たした高専賃 (専有面積25㎡一部18㎡可・居住設備・サービス提供・前払い家賃の保全)	適合高専賃 (適合している旨を都道府県に届けたもの)	住宅型有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム
優良老人ホームの届出	不要		必要	
運営にあたっての行政指導	なし	なし (一部届け出の際に指導)	設置運営指導指針に基づき、設置主体・立地条件・規模構造設備・職員配置・施設の管理運営・サービス・事業収支計画・利用料・契約内容などを細かに規定	
契約形態	賃貸借契約		利用権契約が多い	
サービス提供契約	サービス提供契約が別途必要		利用権契約に居住の提供とサービス享受権が一体に含まれる	
居室の特定	入居する居室は特定する。部屋を移る場合は賃貸借契約は解除し、新たな部屋で再度契約する。		一応部屋は特定されるが、要介護状態になった時、介護居室への移動などがあるが、新たな契約は不要	
事業主体が倒産・事業譲渡	賃借権によって居住権が確保される		立ち退きを求められる可能性あり	
建築基準法	共同住宅扱いで、容積率の緩和・駐車場付置義務あり		福祉施設の扱いとなるため容積緩和は受けられない	
ハード基準	専有面積25㎡(共同施設があれば18㎡) 洗面トイレ浴室台所の設置		介護居室は13㎡以上、 浴室・食堂・健康管理室などの共用室の設置	
介護保険	居宅サービス	特定施設または居宅サービス	居宅サービス	特定施設
介護サービス	ケアマネがケアプランを作成し、訪問介護などの各事業者と契約してサービスを受ける積み上げ方式	居宅サービスなら左記、特定なら介護付と同様	ケアマネがケアプランを作成し、訪問介護などの各事業者と契約してサービスを受ける積み上げ方式	インハウスの介護スタッフが包括で介護サービスを提供
介護するスタッフ	外部事業者のスタッフが1:1でサービス		外部事業者のスタッフが1:1でサービス	ホームが雇用した介護スタッフ
介護費用	軽度の場合は限度額で収まるが、要介護3以上は限度額を超え20~30万円負担することが多い		軽度の場合は限度額で収まるが、要介護3以上は限度額を超え20~30万円負担することが多い 100万円以上負担しているケースもある	介護保険の1割負担。平均2万円弱 ホームによっては介護一時金や上乗せ介護費を取る
住所地特定例	なし		あり	

No 7 ～シリーズ～ 生命保険は有効な相続対策です ①

(株) リスク・マネジメント・ラボラトリー 宇都宮支店長 添田 守

ほとんどの方が何らかの加入されている生命保険。

その加入目的は「遺族生活保障」「学資」「老後生活」「入院保障」等、人それぞれのライフサイクルにおける様々なリスクをカバーするための有効な手段として位置づけられていますが、単なる保障商品として捉えるだけではなく、実は**有効な相続対策**として活用できる優れたものなのです。

相続対策を考えると、生命保険の活用無くしては有効な対策は無いといっても過言ではなく、あらゆる相続対策で生命保険は活躍します。

相続対策には「納税資金対策」「遺産分割対策（争族対策）」「財産評価減対策」等がありますが、それぞれの対策に生命保険がいかに有効かをシリーズで解説いたします。

「納税資金対策」と生命保険

相続が発生したとき、財産が多いと、相続税の額も半端なものではすみません。また、遺産のほとんどが不動産ばかりですと、相続税は原則的に現金納付ですので、納付財源を調達するために不動産を手放さなければならないということも考えられます。

そこで活用したいのが生命保険です。

相続が発生することにより、突然襲ってくるのが相続税なら、突然死亡保険金という現金が入ってくるのが生命保険です。

では、どれくらいの保険金額の生命保険に加入すればよいのでしょうか？

この場合の生命保険の加入目的は「相続税納税資金準備」ですから、

相続税額分加入し、相続が発生したときには、死亡保険金で相続税を支払う、とすれば安心です。即ち、生命保険の保険金で相続税の納税が完結し、相続税の実質負担が無かったのと同じ状態にすることができます。

但しこの場合、保険金の「受取人」を誰にするかが一番大事になります。なぜなら、誰が相続税を負担するのか。負担する人に保険金が入るようにしなければ意味がありません。

多くの場合、生命保険の受取人は「配偶者」にしていますが、加入目的は「遺族生活保障」のはずです。

相続では、配偶者は税額の軽減措置がありますので、多くの場合、配偶者が多額の相続税を負担するケースはほとんど無く、相続税の納付で困るのは「子供」ですから、「相続税納税資金準備」目的の生命保険の「受取人」は「**お子様**」にするのがポイントです。

具体的にいくら生命保険に加入すればいいのかは、その財産の内容等、状況によって異なりますので、必ず税理士と相談されることをお勧めします。

(株) リスク・マネジメント・ラボラトリー 代表取締役 中澤 宏紀

金融商品豆知識-----『ドルコスト平均法』-----

投資を始めたときは『長期投資』のつもりであっても今回のように大きなマーケットの下落があると短期的な値動きが気になり感情的な判断で投資の継続を断念する方もいらっしゃいます。そんな方にお勧めしたいのがドルコスト平均法を利用した定期的な積立投資です。ドルコスト平均法とは、時価に関係なく同じ商品を定期的に一定の金額を買い付けることにより価格が安いときには買付口数が多くなり、価格が高いときには買付口数が少なくなります。その結果、平均購入単価を低く抑える効果が期待できます。

NO.8 ～何気ないその一言、その動きが 思わぬクレームへと変化してしまう事を知っておこう～

(有)エファ 代表取締役 菊地 理恵

そもそもクレーム（苦情）とは、権利を主張する又は、納得のいかないことを追及するといった意味があり、苦情となって表に現れてくるまでには、小さな小さな納得のいかなかった事の積み重なった要因が、ある時ちょっとしたきっかけで爆発し現れてくる現象とも言えるのです。

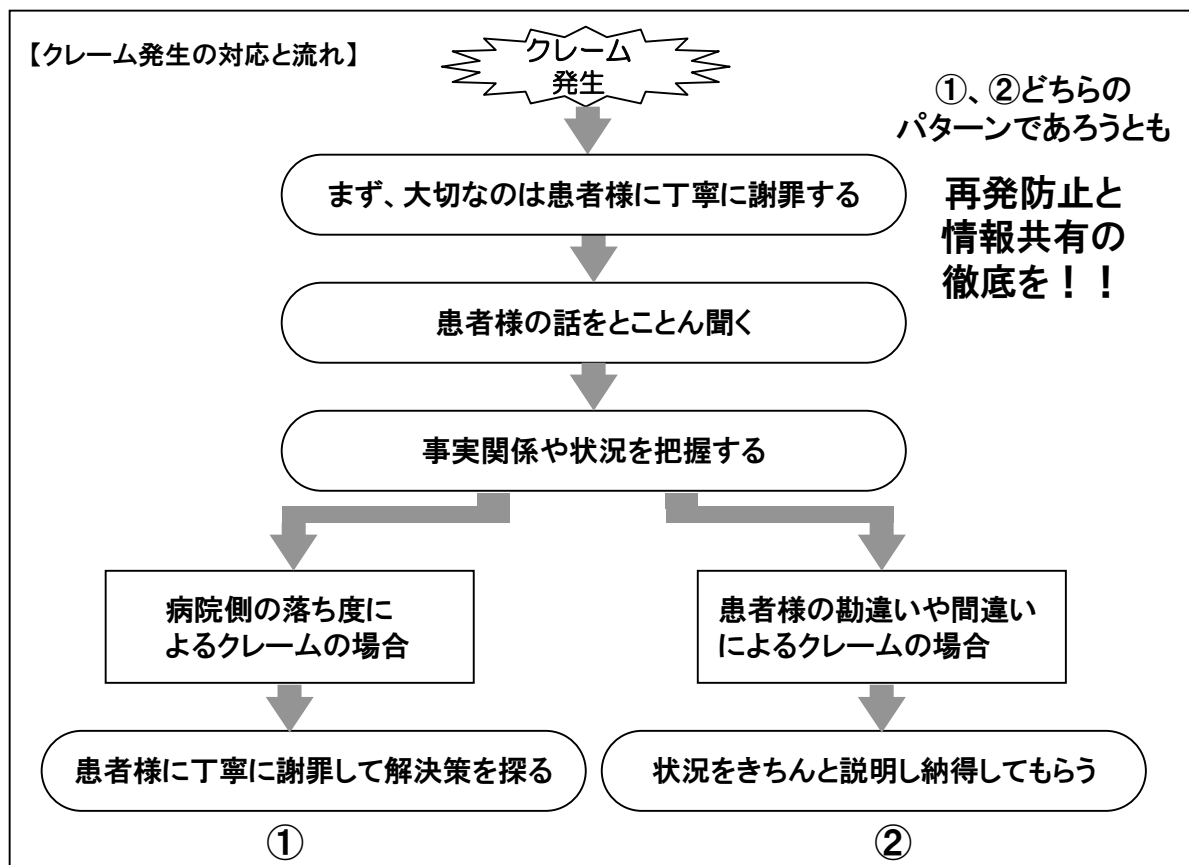
つまり、苦情を少なくするという事は、患者様の納得のいかないことを少しでも少なくし続ける努力をすれば良いということになるのですが、それがなかなか一筋縄ではいかないのが現実といったところでしょうか。

厄介なのは、最初に申し上げたように、小さな小さな現象に目を当てて対処していかない限り、一向に改善されていかないということなのです。

今回は、ちょっとした対応の中で、私達が気を付けていくポイントをいくつか挙げさせていただきました。

- まず
- ①来院時の挨拶は、きちんと全員に出来ていますか？
 - ②待合室で患者様の前を通り過ぎる時、きちんと会釈はされていますか？
 - ③全体に患者様を意識した対応になっていますか？
 - ④患者様の目線で考えた行動をとっていますか？
 - ⑤患者様のみならず、人の話を聞く時はきちんとあいづちを打つことが出来ていますか？
 - ⑥書類を置く時、ドアの開け閉めの時は、丁寧に行っていますか？
 - ⑦返事は気持ちよく出来ていますか？
 - ⑧自分の業務のみならず、周りをきちんと見ながら仕事を行っていますか？
 - ⑨整理整頓を心掛けていますか？
 - ⑩院長先生、事務長先生、上司の言っている事をきちんと理解し、行動へと移せていますか？

以上、10項目を常に気をつけておく事も大切です。



No 9 「院内暴力」への対応について

損保ジャパン・リスクマネジメント
医療リスクマネジメント事業部 コンサルタント 松良基広

昨今、患者さんから医療従事者に対する暴力が社会的にも問題とされてきており、医療機関としても喫緊の課題となっております。本年の「医療リスクマネジメントシリーズ」では、この院内暴力をテーマとして取り上げたいと思います。

さて、「院内暴力」はクレームとは異質なものですが、クレームの派生であることもあり、その範囲は暴言、暴行、セクハラ、器物破損、侮辱など多岐にわたっています。

医療機関ではしばしば、「暴力行為も病のうち」ととらえて、患者さんに対して寛容になってしまうことがあります。医療機関での暴力が問題化している現状においては、度を過ぎた院内暴力に対して厳格な対応をとっていく必要があるといえるでしょう。

ここで大切なのは、「暴力を暴力として認識する」ということであり、これが対応の起点となります。今回は、どのような行為が法律上の身体的暴力にあたるのかをご説明致します。

●暴行罪（刑法第208条）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

人に暴行を加えた場合、暴行罪で罰せられる可能性があります。相手に殴る・蹴るといった暴行を加える以外にも、過去の裁判では下記のような行為も暴行として認定されています。

- ① 狭い室内で相手に向かって日本刀を振り回す行為
- ② 驚かせる目的で、相手の数歩手前を狙って石を投げる行為
- ③ 他人の毛髪を切断する行為 ※毛髪を引き抜いた場合は傷害
- ④ 相手の着衣を引っ張る行為
- ⑤ わざと相手に農薬を散布する行為
- ⑥ 他人の頭や顔に塩をふりかける行為
- ⑦ 相手の周辺で大太鼓や鐘を打ち鳴らす行為
- ⑧ 走行中の自動車に石を投げて命中させる行為
- ⑨ 自動車を走行中に、他人の運転する車に幅寄せする行為

したがって、殴る・蹴るといった行為はもちろんのこと、以下のような患者さんの行為は暴行にあたる可能性があります。 ※暴行にあたるかどうかは、状況等を含めて個別に判断されることとなり、必ずしも以下のような行為が暴行にあたるとは限りません。

- 職員の腕をつかむ行為、職員の髪や着衣を引っ張る行為
- 職員に向かってハサミやナイフを振り回す行為
- ベッドに向かってくる職員の足元にコップや食器を投げつける行為
- 職員に対して何らかの液体をかける行為、職員に唾を吐く行為

そして、暴行の結果、相手に傷害を負わせたとなれば、**傷害罪**（刑法第204条）が成立することになります。

【お問い合わせ先】 (株) 損保ジャパン・リスクマネジメント
医療リスクマネジメント事業部
TEL : 03-3349-3501 e-mail : hrm@sirm.co.jp

◆ 「生命保険 一覧表 作成サービス」のご案内

保険常識の嘘と本当！

医業経営ライフ・コンサルタントが中立的な立場でお教えします。

★ 「ご自分の生命保険」について、ご存知ですか？

たとえば生命保険の場合、入院されたり、万が一の時には、自ら請求しない限り保険金は支払われません。ところが、多くの先生方が何種類もの保険に加入されていますので、「いざ」というときにご家族の方は、どこでどのような保険に入っているのかわからず、ご苦労されることにも・・・

★ 生命保険の「点検時期」について考えたことはありますか？

生命保険は加入することが目的ではなく、あくまで「問題解決の手段」です。ですから、解決すべき問題に変化が生じたとき（守るべきものが変化するとき）が、「点検時期」といえます。たとえば、お子様がお生まれになったとき、お子様が大学を卒業されたとき、開業資金の借り入れをしたとき、医療法人設立のとき、事業継承・後継者が定まったときなどが、主な「点検時期」です。

★ ご加入の生命保険を一覧表にすることで・・・

- ・ 被保険者別、証券別にすべての項目が整理できます。
- ・ 保険の有効期間、支払期間が一目瞭然となります。
- ・ 保障額の合計、支払額の合計が明確になります。
- ・ 損金処理額、貯蓄額も明確になります。
- ・ 入院保険がどこに、いくら付加されているか、わかります。

★ 専門知識をもったライフ・コンサルタントがお手伝いします！

生命保険は「生活習慣病」にもたとえられますが、取り返しのつかない症状になる前に、一覧表を作成することで保険の健康診断になります。また、保険の一覧表作成には専門的な知識が必要です。栃木県医師会の医業経営ライフ・コンサルタントが、中立的な立場でお手伝いさせていただきます。これまでに、多くの先生方の一覧表を作成してきましたが、保険の全体像を俯瞰することで、最適な保障額を設定し保険料の無駄を改善したり、間違った経理処理を修正することができたりと、たいへん喜んでいただいているサービスです。

別添の「生命保険一覧表作成サービス申込書」に必要事項をご記入の上、
お電話 または F A X にてお申し込み下さい。

ドクターのための『個別相談会』のご案内

～経営・税務・保険・資産運用の無料個別相談サービス～

拝啓 会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、病医院を経営されていくうえで、経営・税務・保険等に関して「本音で聞いてみたいことがあるんだけど・・・」と思われる先生、配偶者も多いのではないのでしょうか。

そこで経営豊富な当グループメンバーの専門家から「セカンドオピニオン」としてアドバイスを受けていただくべく「個別相談会（無料）」を毎月1回開催することにいたしました。

「赤字でないのに、どうしてお金のことで悩まされるの？」

「医療法人のメリットって本当に活かせてるの？」

「投資信託や年金・銀行・証券・保険会社から勧められるままでいいの？」

など、日頃の疑問を解決して下さい。

あくまでもセカンドオピニオンですので、先生方の顧問税理士には聞きにくいことや第三者の専門家に確認したいことなどをお持ちの上、お気軽にご利用ください。

敬具

コンサルタントと相談会日時

ご相談いただきました内容等につきましては守秘義務を厳守致します。
また全員、医師会医業経営リカグループのメンバーですのでご安心ください。

コンサルタント 相談会	荻原会計事務所 税理士 荻原英美 (株)リカマシ メト・ラボラトリー 添田守	浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼孝男 (株)リカマシ メト・ラボラトリー 小野博史
相談会場	荻原会計事務所 (住所：宇都宮市滝谷町10-1 TEL：028-634-6776)	浅沼みらい税理士法人 (住所：足利市本城2-1901-8 TEL：0284-41-1365)
相談日時	5月20日(水) 10時～12時 6月17日(水) 10時～12時 7月22日(水) 10時～12時	5月20日(水) 10時～12時 6月17日(水) 10時～12時 7月22日(水) 10時～12時

※予約制となりますので、相談日10日前までにお申込下さい。

裏面の「個別相談会申込書」に必要事項をご記入の上、栃木県医師会 教育・福祉課宛にFAXにてお申し込み願います。お申し込み多数の場合には先着順とさせていただきます、事務局より確定結果（日時・会場の詳細と当日ご持参いただきたい資料等）をご連絡させていただきます。

【お問合せ先】 栃木県医師会 教育・福祉課 (担当：三沼)

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内
TEL 028-600-1171 (直通) FAX 028-624-5988

◆ 『よろず相談窓口』のご案内

栃木県医師会が認定した公認会計士、税理士、プランナー等の専門家が業務を提供しております。医業経営でお悩みの場合は、お気軽にご相談ください。相談につきましては無料で行っております。

よろず相談窓口

医業経営ライフ・コンサルタントグループ事務局
電話 028-600-1171（県医師会内）

<税務・会計業務>

医療機関を多数顧問している公認会計士、税理士が会計帳簿の作成、確定申告、節税対策などを始めとして、医業経営をサポートいたします。

<職員研修業務>

接遇研修で医療機関の雰囲気が大きく変わった事例が多数あります。専門家による的確な職員指導で接遇向上をサポートいたします。

<医療法人申請業務>

医療法人の設立は一般法人と異なり専門性が求められています。平成19年4月には医療法が改正され設立可否の判断基準にも難しさが増してきます。このような環境下、医療分野の実務経験の豊富な公認会計士・税理士が医療法人設立をサポートいたします。

<リスクコンサルタント業務>

生命保険・損害保険は、環境の変化（医業収益の変化、ライフスタイルの変化）に対応できるように定期的にチェックする必要があります。医療法人として保険の機能を最大限に活用するために、また、個人で効率的に保険に加入するために、保険・税務の知識が高く、実績・実務経験が豊富なプランナーが皆様を支援いたします。

<病院機能評価取得支援業務>

平成19年10月現在、全国2399病院が認定されています。特に難しい基準が求められているのではなく、本来行われなければならないことが確実に実践されているかどうかの検証結果に対して認定がなされます。

病院機能評価を取得するだけでなく、取得申請を通じて病院の改善にお役立ちいただくシステムの構築を実績豊富なコンサルタントが構築支援いたします。

<ISO9001取得支援業務>

医療機関の業務品質の統一を図るとともに、医療機関の現場で活用できるシステムを作らない限り、生きたシステムとして定着しません。

また、病院機能評価とダブルで取得することで、目標時期を定めた改善を日々の業務の中で実践できるシステムを、実績豊富なコンサルタントが構築支援いたします。

<Pマーク取得支援業務>

個人情報保護法施行に伴い、医療機関のより厳格な個人情報の保護が求められています。医療機関ではPマーク取得事例はまだ少ないのですが、重要な情報を使用しているだけに情報漏れが発生すると重篤な事態を招きますので、事前の備えが必要です。危機管理体制の構築を実務経験豊かなコンサルタントが支援いたします。

<診療報酬請求漏れ対策>

2年に一度の診療報酬改定に対して、医事の現場対応が後手に回っていませんか。レセプトの見直しを通じて同じ診療、同じ患者数でも診療収入増額を図ることが可能となります。実務経験豊かなコンサルタントが皆様の経営をサポートいたします。

<開業支援業務>

開業に伴う事業計画策定・資金計画策定と金融機関との交渉の支援などを医療機関に特化している公認会計士・税理士が支援いたします。

栃木県医師会『医業経営ライフコンサルタントグループ』の活動理念

1. 中立の立場で、常に顧客利益を優先する。
2. プライバシー保護の立場から顧客情報は秘密・厳守する。
3. 実務・保険・税務並びに関連した知識の習得に努め、顧客に最高水準の情報・知識を提供して、最善の助言をする。
4. 職業的、技術的能力を最大限に発揮し、最高の成績を獲得する。
5. 法令・業法の規定をすべて厳守する。

平成21年 5月 吉日

各 会 員 殿

栃木県医師会
医業経営ライフ・コンサルタントグループ事務局

「医業経営ライフ・コンサルタントニュース(2月発行・第34号)」

原稿誤植のお詫び および 訂正箇所のご報告

拝啓 会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平成21年2月にお届け致しました「医業経営ライフ・コンサルタントニュース(第34号)」に、
下記の通り誤植がございました。皆様には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。
今後はこのようなことのないよう厳重に注意してまいりますので、引き続きお引き立て
のほど、ひとえにお願い申し上げます。まずは略儀ながら書面にてご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 訂正箇所 13ページ 図の右下に「②翌期に繰越控除」という文言を追加
14ページ Q&Aの番号訂正
「Q4, Q5, Q6」を「Q2, Q3, Q4」へ訂正
「A4, A5, A6」を「A2, A3, A4」へ訂正
2. 差し変え 本号 23～24ページに記載しております。

以上

〈お問合せ先〉

栃木県医師会 医業経営ライフ・コンサルタント 事務局
栃木県医師会内 TEL:028-600-1171 担当:三沼・黒後・白倉

No 5 税制改正・・・納めた法人税が戻ってくる？！

「税務知識」シリーズ④

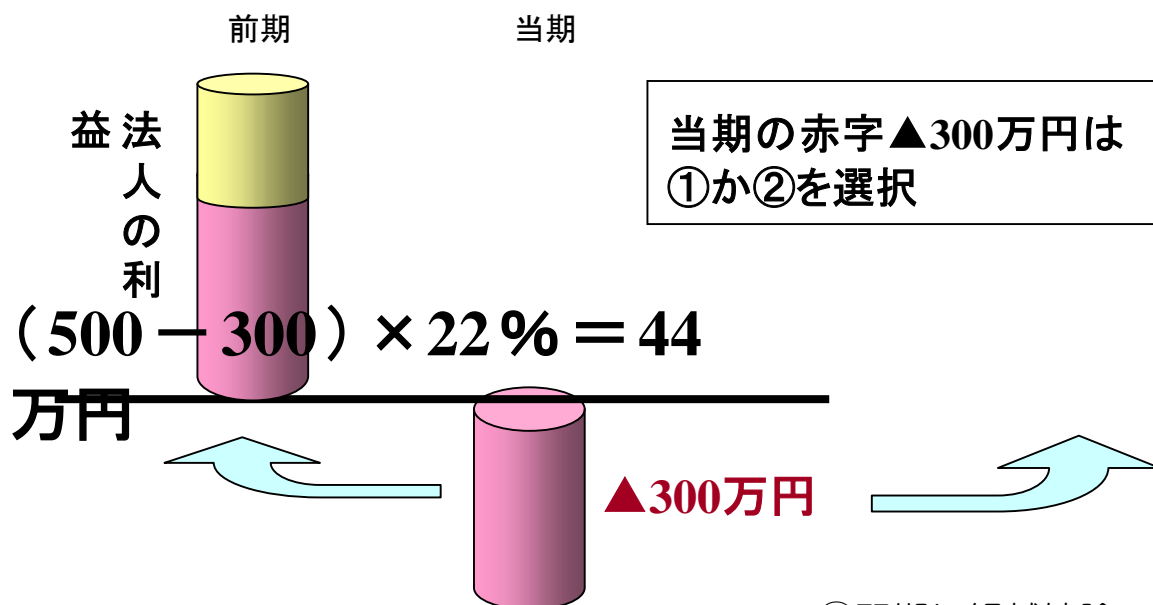
浅沼みらい税理士法人 代表社員 税理士 浅沼 孝男

Q1. 昨年末に税制改正が発表されましたが、納めた税金が戻ってくる制度ができると聞きましたが.....？

A1. 「中小企業等（資本金が1億円以下である法人等）の欠損金の繰戻し還付」が挙げられます。一定の場合には法人税が還付されます。

例えば、前期が300万円の黒字で、当期が300万円の赤字の場合、現在の法律では、前期はその300万円に丸々課税されて法人税が66万円発生し、当期は300万円の赤字なので税金は0となります。このような場合、「2年間トータルすれば儲けは0なんだから、前期に払った法人税を返して欲しいなあ」とお考えになる方もいらっしゃると思います。この赤字は前期の黒字と通算することはできません。この赤字は翌期に繰り越され、翌期の儲けから、この赤字の分を控除して所得を計算することができます。これを「欠損金の繰越控除」といいます。ただし赤字を繰り越して計算できるといっても、7年間の期限がありますので、7年を超えてしまうとその赤字も使えなくなってしまいます。

税制改正により、平成21年2月決算の法人から、この繰越控除の他に、「繰戻し還付」を選択することができるようになります。下の図をご覧ください。前期が500万円の黒字、当期が300万円の赤字の場合、前期において500万円の利益に対して一度110万円（500万円×22%＝110万円）の税金を支払うこととなりますが、当期に300万円の赤字が発生した際に、前期の黒字からこの300万円の赤字を控除して、前期の税金をもう一度計算し、その差額の還付を受けることができるようになります。



①繰戻し還付の規定を受けることに
当期に110万円－44万円＝66万円の還付（34号13^ハ -^ヅ 差し替え分です）

②翌期に繰越控除

税務署の側から見れば、一度受取った税金を戻すこととなりますので、赤字の金額が大きく、還付される税金の金額が大きい場合を中心に、税務調査の上で還付となることが考えられます。

Q2. 他にはどのような改正があるのでしょうか？

A2. 「中小企業等に対する軽減税率の時限的引き下げ」が挙げられます。

Q3. どのようなものなのでしょうか？

A3. 中小企業等については、現在、以下のような税率になっています。

課税所得金額の800万円までの部分.....22%
課税所得金額の800万円を超える部分.....30%

これが、改正後は次のように変わります。

課税所得金額の800万円までの部分.....18%
課税所得金額の800万円を超える部分.....30%

つまり、所得が800万円までの部分について、4%の減税（所得が800万円以上であれば、 $800万円 \times 4\% = 32万円$ の減税）となります。

Q4. 今度の3月末決算から法人税が安くなるのですか？

A4. 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度が対象となります。4月末決算の法人であれば、今年の決算からの適用となります。3月末決算の法人ですと、来年の5月に提出する分からの適用となります。

※与党税制改正大綱や、関係省庁から発表されている事項を元に解説させていただいております。詳しい事項については、不透明な部分も多く含まれており、また今後の国税庁の発表により若干の変更も予想されますのでご注意ください。

(34号14^ハ-ヅ 差し替え分です)

栃木県医師会医業経営ライフ・コンサルタントグループ

このグループは、栃木県医師会が認定した専門家集団で構成されています。
私たちは、医業経営コンサルタントを始め、税務対策、相続税対策、医療法人化、
リスク対策、従業員教育、セミナー開催、開業支援など幅広く活躍しています。

医業経営コンサルタントとは……

(社)日本医業経営コンサルタント協会の認定を受け、医業経営の良きアドバイザーとして、その効率化・安定化の実現を図り、患者さんはもとより、医療に係るすべての人々が安らぎを感じるよう、経営体制作りのお手伝いをしております。

MDRTとは……

Million Dollar Round Table (MDRT) は世界86の国と地域から約39,000人(2008年6月現在)の会員を有する、卓越した生命保険と金融サービスの専門家による組織です。世界中の生命保険営業職のトップクラスのメンバーで構成され、そのメンバーは卓越した商品知識をもち、厳しい倫理基準を満たし、優れた顧客サービスを提供しています。ビジネスと地域社会のリーダーとして、生命保険と金融サービスの専門家として世界中で認知されています。

荻原会計事務所	税理士 〈医業経営コンサルタント〉	荻原 英美	宇都宮市滝谷町10-1 TEL028-634-6776
浅沼みらい税理士法人	代表社員税理士 〈医業経営コンサルタント〉	浅沼 孝男	足利市本城2-1901-8 TEL0284-41-1365
田島会計事務所	税理士 〈医業経営コンサルタント〉	田島 隆雄	鹿沼市上野町297-1 TEL0289-63-5858
関根公認会計士事務所	公認会計士	関根 則次	宇都宮市下戸祭2-3-26 TEL028-627-3667
RML 株式会社	代表取締役(MDRT) 取締役(MDRT)	清水 英孝 安川 聡	東京都品川区東品川2-2-20(天王洲郵船ビル14F) TEL03-5782-8521
株式会社 リスクマネジメント・ラボラトリー	代表取締役(MDRT) 首都圏第一本部長(MDRT) 宇都宮支店長(MDRT)	中澤 宏紀 小野 博史 添田 守	東京都品川区東品川2-2-20(天王洲郵船ビル14F) TEL03-5782-8521 宇都宮市馬場通り2-1-1(宇都宮NFビル9F) TEL028-610-1085
株式会社 MMS	代表取締役	佐久間賢一	神奈川県横浜市西区高島2-19-12(横浜スカイビル20階) TEL045-478-3566
株式会社 エイジー・メディカル・マネジメント	医療事業部常務取締役 〈医業経営コンサルタント〉 医療事業部取締役担当部長 〈医業経営コンサルタント〉	川俣 喜弘 樋口 和良	足利市本城2-1901-10 TEL0284-41-1365
ブルゾンシャル生命保険株式会社	エグゼクティブアドバイザー 〈MDRT〉	清水 隆志	横浜市西区みなとみらい2-2-1(横浜ランドマークタワー18F) TEL045-228-6020
有限会社 エア	代表取締役	菊地 理恵	宇都宮市滝谷町18-7 TEL028-639-1020
有限会社 ティー・エム・エス コーポレーション	取締役(MDRT) 〈医業経営コンサルタント〉	田村 康夫	宇都宮市仲町3-16-409 TEL028-627-2336

栃木県医師会医業経営ライフ・コンサルタント事務局

宇都宮市駒生町3337-1 栃木県医師会内

TEL028-600-1171

医業経営ライフコンサルタントグループの活動（医業経営セミナー・ニュース等）の中に、皆様からの貴重なご意見・ご要望をできる限り反映させていきたいと考えております。今後取組んで欲しいものなどございましたら、お気軽にお寄せ頂きますようお願い申し上げます。

◆コンサルタントNEWSについての
ご意見をお聞かせください。

() 役にたつ
 () 目を通すが役にはたたない
 () 読んでいない
 () その他
 ()

◆今後、コンサルタントNEWSの中で
取り上げてほしいテーマはございますか？

()

◆本号の中で、特に興味をもってお読みいただいた記事は
どれですか？○表示をお願いします。＜複数回答可＞

	No	タイトル
()	1	租税法と税務争訟①
()	2	事業承継・相続対策シリーズ①
()	3	医業経営の要点シリーズ①
()	4	医療現場での退職金の積立方法を考える
()	5	土地の譲渡益が課税されない？！
()	6	高齢者専用賃貸住宅とは何か
()	7	生命保険は有効な相続対策です① ドルコスト平均法
()	8	何気ないその一言、その動きが思わぬク レームへと変化してしまう事を知っておこう
()	9	「院内暴力」への対応について

◆医業経営セミナー（経営塾・管理者向けインストラクター養成講座を含む）に対してのご意見、
または、ご要望等がございましたら、ご記入をお願いします。

()

※アンケートのご記入ありがとうございました。ご記入いただきました内容は、上記サービスのご提供、および今後の当グループ活動の参考とさせていただくことを目的としたものであり、それ以外の用途では使用いたしません。

「生命保険一覧表作成サービス」を申込みます。

FAX または お電話 にて お申込みください。

貴医院名：

ご担当者：

電話番号：

よろず相談窓口（県医師会内）

FAX 028-624-5988

（TEL 028-600-1171 直通）

県医師会 教育・福祉課 担当：三沼

「個別相談会（無料）」申込書

ご希望のコンサルタントの相談日時に○印をご記入いただき
FAXまたはお電話にてお申込みください。

県医師会 教育・福祉課
担当（三沼）

FAX 028-624-5988
(TEL 028-600-1171 直通)

【宇都宮市】

荻原会計事務所 税理士 荻原英美
(株)リカマシ M/T・ホウトリ 添田守

5月20日(水) 10時~12時

6月17日(水) 10時~12時

7月22日(水) 10時~12時

【足利市】

浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士
浅沼孝男
(株)リカマシ M/T・ホウトリ 小野博史

5月20日(水) 10時~12時

6月17日(水) 10時~12時

7月22日(水) 10時~12時

ご要望事項等あれば、ご記入ください。

医療機関名： _____ :

氏名： _____ (役職 _____)

氏名： _____ (役職 _____) 参加予定人数 _____ 名

TEL： _____ FAX： _____ :